



上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)
蘇州事務所: 蘇州市工業園區金鷄湖大道 1335 号國際科技園 E101-4 (TEL:86-512-6288-6988)
深圳事務所: 深圳市福田區竹子林紫竹七道 8 号求是大廈西座 30 層 3018 室 (TEL:86-755-8831-6995)

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《輸入外貨支払核銷制度改正試行の関連問題に関する通知》
2. 《企業所得税経過期優遇政策執行の基準問題を明確化するとことに関する通知》
3. 《上海万博期間中における国外個人の外貨購入管理の問題に関する通知》
4. 2010年5月より施行の法律法規

主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《輸入外貨支払核銷制度改正試行の関連問題に関する通知》

通達番号: 国発[2010]14号

2010年4月2日、外貨管理局は《輸入外貨支払核銷制度改正試行の関連問題に関する通知》を發布。2010年5月1日より施行。

一部地域(天津市・青島市・江蘇省・山東省・湖北省・福建省・内モンゴル自治区)について輸入代金支払手続を簡素化措置試行するとことについての通知。

本通達のポイントは以下の通りである。

1. **主たる改正内容**

- (1) 規制に符合する企業の経常的な輸入外貨支払業務の場合、現場での核銷手続の必要がなくなる。
- (2) 銀行による企業の輸入外貨支払業務のオンライン業号手続の取消。
- (3) 外貨管理局は企業に対し名簿管理を実施。輸入外貨支払名簿情報を全国で共有するため、企業が他地域にて外貨支払業務を行う場合、外貨管理局の事前備案手続の必要はなくなる。
- (4) 外貨管理局は「貿易外貨受払検査システム」を利用し、企業に対し非現場調査及び監督警戒を行い、以上な取引主体に対しては現場検査を行い、企業分類評価等級を確定し分類管理を実行。

2. **改正の影響**

- (1) 取引ごとの核銷から総量検査へ、現場核銷から非現場検査へ、行為管理監督から主体管理監督への移行。
- (2) 企業の輸入外貨支払手続を簡略化。企業コストの引き下げ、規定に符合する企業の正常な業務活動を保障。
- (3) 企業に対し分類管理監督を実施し、有効な措置によりリスクを防止・回避し、法により規定に違反する企業を処罰する。

3. **改正実施のポイント**

(1) リスト管理

輸入単位は対外貿易権を取得した後、「輸入単位支払リスト」の登記手続を行う。輸入支払業務確認書を署名する必要がある。既に、「輸入単位支払リスト」に登録している企業については、2010年7月31日までに輸入業務支払確認書に署名手続を行う必要がある。

(2) 対象となる支払

- ① 国外に輸入貨物代金を支払う場合
- ② 国内保税監視管理区、オフショア口座及び国外企業の国内口座に向けての輸入代金支払い或いは深加工における国内支払
- ③ その他貿易項目の支払
- ④ サービス貿易は対象外となる

2. 《企業所得税経過期優遇政策執行の基礎問題を明確化することに関する通知》

通達番号: 国税函(2010)157号

2010年4月21日、国家税務総局は《企業所得税経過期優遇政策執行の基礎問題を明確化することに関する通知》を發布した。

《企業所得税優遇政策執行における若干問題に関する通知》(財税[2009]69号)2009年4月24日發布、2008年1月1日執行。において、取扱が明確でなかった点に関し明確化したもの。

本通達のポイントは以下の通りである。

1. 企業適用税率選択・半減徴税の具体的な取り扱い

- (1) ハイテク企業と認定され、企業所得税「二免三減半」・「五免五減半」等の定期減免税が適用される企業は、経過期優遇措置の税率・半減もしくは、ハイテク企業の税率15%を選択することが可能。
但し、15%の税率の半減徴税を享受することはできない。
- (2) ハイテク企業と認定され、ソフトウェア生産企業及び集積回路生産企業の定期減免税が適用される企業は、ハイテク企業の税率15%もしくは、法定税率25%を選択することが可能。
但し、15%の税率の半減徴税を享受することはできない。
- (3) 《企業所得税法实施条例》第86条、第87条、第88条及び第90条で制定する企業所得税を半減し徴収することができる規定される所得に属する場合、単独で計算し、25%の税率により半減して徴税しなければならない。
- (4) 2007年度以前にハイテク企業と認定され、優遇企業所得税を享受し、2008年度及び以降の年度にハイテク企業と認定されていない場合は、2008年度より法定税率25%を適用する。

2. 経過期税率執行に関する取り扱い

2007年度以前に分支機構所在地の優遇税率が適用されていた場合は、引き続き経過的優遇措置を適用する。

3. 《上海万博期間中における国外個人の外貨購入管理の問題に関する通知》

通達番号: 匯發[2010]49号

2010年4月29日、外貨管理局は《上海万博期間中における国外個人の外貨購入管理の問題に関する通知》を發布した。

本通達のポイントは以下の通りである。

1. 2010年5月1日～10月31日(上海万博期間中)、国外個人は外国為替指定銀行の外貨購入に関して、以下の事項を規制する。
 - (1) 上海万博期間中時、国外個人に対し、外貨購入総額は5万ドルとする。
個人の外貨決済と外貨売買情報システムのデータの一貫性と完全性を保証するため、国外個人は2010年1月1日～4月30日までの規定の証明により個人の外貨決済と外貨売買の情報管理システムを通じ外貨購入業務をすでに取扱った場合、その金額を合わせて5万ドルの限度額に総計する。
 - (2) 国外個人は外貨購入の総額は5万ドルに等しい金額以内(5万ドルを含む)際、本人の身分証明書によって銀行で取扱う。
 - (3) 国外個人は外貨購入の総額は5万ドルに等しい金額以上の場合、本人の身分証明書と貿易額を含む関連証明(税務証明書を含む)により外貨購入を取扱う。

2. 銀行は個人の為替管理情報システムを通じ、国外個人の外貨購入金額の状況を問い合わせる。国外個人の項目の外貨購入情報を各個人の為替管理情報システムに入力し管理を行う。
3. 銀行は国外個人のために外貨の売買、為替業務を取扱う際、限度額の管理を怠ってはいけない。虚偽の情報または証明書を利用し真実性を管理を怠ってはいけない。
4. 2010年11月1日より《上海万博期間中における国外個人の外貨購入管理の問題に関する通知》を廃止し、各銀行は《個人外貨管理弁法》及び実施明細などの関連する外貨管理の現行規定に基づき、国外個人の外貨購入業務を取扱う。

4. 2010年5月より施行の法律法規

2010年5月より施行される法律法規は以下の通りである。

《業務量強化、11・5の省エネルギー・排出削減目標の実現を確保することに関する通知》:(国発[2010]12号)

第11次5カ年計画(2006年～2010年)のエネルギー消費削減目標の実現が厳しいとして、省・自治区・直轄市政府と国務院各部門に対し更なるの努力を求めたもの。

《省エネルギー・排出削減業務を適切に行うことに関する通知》:(国税函[2010]180号)

地方の税務局に対して税收政策によって省エネルギー・排出削減を促進することを求めたもの。

《飲食サービス食品安全監督管理弁法》:(衛生部令第71号)

飲食サービス提供者は、食品薬品監督管理部門に「飲食サービス許可証」の取得を申請しなければならない。食新サービス提供者は、食品・原料・添加剤などを購入する場合、販売者から受領した関連許可書・領収書・帳票を保管して購入記録などの関連資料を作成し、管理保存しなければならない。など規定。

主要経済統計

4月主要経済統計

固定資産投資:4兆6743億元(前年同期比+26.1%)

4月貿易総額:2381.6億ドル

第一次産業:679億元(前年同期比+16.5%)

輸出総額:1199.2億ドル(前年同期比+30.5%)

第二次産業:1兆9461億元(前年同期比+21.7%)

輸入総額:1182.4億ドル(前年同期比+49.7%)

第三次産業:2兆6603億元(前年同期比+29.7%)

貿易収支:+16.8億ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】上海- 南京高速鉄道、所要時間短縮へ

江蘇省で中国国内発となる時速 300 キロ以上の速度に対応する高速鉄道が建設中である。2010 年 6 月より試運転を開始する。7 月 1 日から正式に開通する。開通後は上海-南京の所要時間は 1 時間となる。

開通に先立ち、各種試運転も行われている。最高時速 380 キロで走行する試験もある。

沿線の緑化工事も完了し、開通まであとわずかである。

【蘇州】蘇州工業園区、輸出額急増。史上最高記録を更新

2010 年蘇州工業園区の対外貿易は好調を維持し、第一四半期の輸出入総額は 155.3 億ドルとなり、前年同期比の 63.9%の増加を記録した。

その中で 3 月の製造企業の免税、増値税の担保、増値税の還付に関わる輸出額は 170 億元となり、史上最高を記録し、前月に比べ 53 億 6000 万元の増加となった。

園区の主要輸出業種は「通信設備コンピューターと電子設備製造業」の輸出販売額が同期比で 76.68%の増加、「電気機械と機 材製造業」の輸出販売額は 53.99%の増加となり、業種別輸出額の 1-2 位を占める。その他、「運輸機器関連業」同期比 72.51%増加、「化学原料と化学製品製造業」同期比 54.61%となった。

【深圳】深圳湾港、自家用車制限を緩和予定

香港特別政府の運送及び不動産局局長は 19 日に香港及び広東省が原則として深圳湾港において自家用車の特別割引額実験計画を実施することに同意した。現在は香港及び広東省双方は実施の詳細を検討しており、具体的な推進日程は双方検討の進捗による。

香港及び広東省双方は交通の需要を満足させるため、段階的に自家用車の通過制限を緩和させ、香港及び広東省の融和のスピードアップを図る。

今回の計画は 2 段階で実施する予定である。第一は香港自家用車に対する緩和をする。第二は広東自家用車に対する緩和である。なお、当計画は既に今年 4 月 7 日に締結された「広東、香港協力協議」に入っている。